

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年10月15日
【四半期会計期間】	第14期第3四半期（自平成22年6月1日至平成22年8月31日）
【会社名】	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社
【英訳名】	D.A.Consortium Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 矢嶋 弘毅
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
【電話番号】	03-5449-6310（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部マネージャー 櫻井 康芳
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
【電話番号】	03-5449-6310（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部マネージャー 櫻井 康芳
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号） デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社関西支社 （大阪市北区堂島一丁目2番5号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第13期 第3四半期連結 累計期間	第14期 第3四半期連結 累計期間	第13期 第3四半期連結 会計期間	第14期 第3四半期連結 会計期間	第13期
会計期間	自平成20年 12月1日 至平成21年 8月31日	自平成21年 12月1日 至平成22年 8月31日	自平成21年 6月1日 至平成21年 8月31日	自平成22年 6月1日 至平成22年 8月31日	自平成20年 12月1日 至平成21年 11月30日
売上高(千円)	35,676,080	40,014,407	11,368,141	13,055,985	47,915,379
経常利益(千円)	316,103	1,268,886	44,654	365,105	881,829
四半期(当期)純利益又は四半期 純損失() (千円)	17,494	725,939	37,248	165,816	296,102
純資産額(千円)	-	-	9,584,117	10,582,607	9,924,016
総資産額(千円)	-	-	14,545,691	16,445,613	15,499,833
1株当たり純資産額(円)	-	-	16,691.82	18,645.34	17,284.08
1株当たり四半期(当期)純利益 金額又は1株当たり四半期純損失 金額() (円)	34.13	1,380.54	70.84	315.34	573.92
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	1,371.67	-	312.82	571.65
自己資本比率(%)	-	-	60.3	59.6	58.6
営業活動によるキャッシュ・フ ロー(千円)	625,437	988,173	-	-	871,661
投資活動によるキャッシュ・フ ロー(千円)	1,415,598	165,835	-	-	1,393,042
財務活動によるキャッシュ・フ ロー(千円)	906,861	180,834	-	-	870,781
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	-	5,444,804	6,312,587	5,671,819
従業員数(人)	-	-	780	809	777

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第13期第3四半期連結累計(会計)期間におきましては、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成22年8月31日現在

従業員数（名）	809(128)
---------	----------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当第3四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年8月31日現在

従業員数（名）	269(15)
---------	---------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当第3四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの主たる業務は、インターネットに関する広告業であるため、生産に該当する事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループの事業は、受注確定から売上日までの期間は最短5日から2.5ヶ月程度であります。よって、当第3四半期連結会計期間末日現在の受注残高は、当第3四半期連結会計期間の売上高に比して僅かであるため、その記載を省略しております。

(3) 販売実績

商品メニュー名	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年6月1日 至平成22年8月31日)		
	金額(千円)	割合(%)	前年同期比(%)
DACディスプレイ	6,552,315	50.2	123.9
DAC動画	280,464	2.2	169.1
DACメール	294,267	2.3	88.1
DACネットワーク	149,295	1.1	136.9
DACサーチ	2,063,868	15.8	119.6
DACアフィリエイト	260,688	2.0	61.8
DACインターナショナル	19,227	0.1	63.8
DACモバイル	1,193,486	9.1	114.4
その他	2,242,370	17.2	99.7
合計	13,055,985	100.0	114.8

(注) 1. 金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年6月1日 至平成22年8月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
(株)博報堂DYメディアパートナーズ	4,538,701	39.9	5,762,029	44.1
(株)ADKインタラクティブ	1,048,487	9.2	1,565,233	12.0

(注) 金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間の市場環境をみますと、広告業全体では、売上高前年比が平成22年5月（27カ月ぶり）にプラスに転じて以降3カ月連続プラスで推移しており、特に当社グループの主要事業領域であるインターネット広告市場は、昨年10月以降プラス成長を維持するなど回復基調が続いています（経済産業省『特定サービス産業動態統計調査 平成22年7月分速報値』に基づく）。しかしながら、企業や家計を取り巻く全般的な経済環境においては、円高、株安、長引く雇用不安など、不安定な状況が依然継続しており、広告市場への影響も懸念されるところです。

このような環境の下、当社グループは既存事業の売り上げ拡大や利益率向上に注力するとともに、成長が見込める領域における新商品開発や事業拡大などを引き続き積極的に進めた結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は13,055,985千円（前年同期比14.8%増）、営業利益は329,973千円（前年同期比943.0%増）、経常利益は365,105千円（前年同期比717.6%増）、四半期純利益は165,816千円（前年同期は四半期純損失37,248千円）となり、第1、第2四半期連結会計期間に引き続き、増収・増益を達成いたしました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、16,445,613千円となり、前連結会計年度末に比べ945,779千円の増加となりました。その主な要因といたしましては、現金及び預金ならびに受取手形及び売掛金が増加したことによるものであります。

負債につきましては、前連結会計年度末に比べ287,188千円増加し、5,863,005千円となりました。その主な要因といたしましては、未払法人税等及び短期借入金が増加したことによるものであります。

純資産につきましては、配当金の支払いによる減少があったものの、利益率向上を意識した営業活動が功を奏し、前年同期間に比べ四半期純利益が増益となり、利益剰余金が増加したことにより、前連結会計年度末に比べ658,590千円増加し、10,582,607千円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」とします。）は、6,312,587千円となりました。営業活動による収入が、投資活動及び財務活動による支出を上回ったため、第2四半期連結会計期間末に比べ237,743千円の増加となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により得られた資金は、379,241千円（前年同期は155,630千円の獲得）となりました。

主に税金等調整前四半期純利益の計上ならびに売上債権の減少によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は、102,682千円（前年同期は375,161千円の使用）となりました。

主な要因は、投資有価証券の取得による支出及び無形固定資産の取得による支出があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により使用した資金は、36,406千円（前年同期は94,628千円の使用）となりました。

主に少数株主への配当金の支払があったことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1. 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2. 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	900,000
計	900,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年10月15日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	534,423	534,423	(株)大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株制度を採用して いないため、単元株式数は ありません。
計	534,423	534,423	-	-

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、平成22年10月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された新株引受権及び新株引受権付社債の権利行使を含む。)により発行された株式数は含まれておりません。

2. 第3四半期会計期間末現在の上場金融商品取引所は、大阪証券取引所ヘラクレスであります。
なお、大阪証券取引所ヘラクレスは、平成22年10月12日付で新たに開設された同取引所JASDAQに統合されており、同日以降の上場金融商品取引所は、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)であります。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成16年2月26日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年8月31日)
新株予約権の数(個)	1,560
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,120
新株予約権の行使時の払込金額(円)	119,500
新株予約権の行使期間	自平成18年3月1日 至平成23年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格 及び資本組入額(円)	発行価格 119,500 資本組入額 59,750
新株予約権の行使の条件(注)	各新株予約権の一部行使はできないこととする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株予約権の数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 権利行使についての条件は下記のとおりであります。
- (1) 付与日以降、当社が、他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、または会社分割を行う場合、その他今後の法律改正等によりこれらの場合に類して調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、必要最小限かつ合理的な範囲で付与株式数、発行価額、行使期間その他の条件の調整もしくは権利行使の制限を行い、または、未行使の権利を失効させることができます。
- (2) 権利を付与された者(以下「被付与者」とします。)が、当社及び当社グループ会社の取締役、監査役、使用人、顧問、契約社員の地位を有さなくなった場合、当該権利を喪失します。ただし、当社取締役会決議において、権利の存続を認めた場合、当社取締役会の定める条件に従い権利を行使することができます。
- (3) 被付与者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができます。
- (4) 上記(2)、(3)も含め、権利の喪失事由、権利の行使の条件その他の細目については、平成16年2月26日開催の定時株主総会決議及び平成16年3月31日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と付与の対象者との間で締結する「新株引受権付与契約」に定めるところによります。

平成17年2月24日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年8月31日)
新株予約権の数(個)	4,710
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,710
新株予約権の行使時の払込金額(円)	123,000
新株予約権の行使期間	自平成19年3月1日 至平成24年2月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 123,000 資本組入額 61,500
新株予約権の行使の条件(注)	各新株予約権の一部行使はできないこととする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株予約権の数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 権利行使についての条件は下記のとおりであります。

- (1) 付与日以降、当社が、他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、または会社分割を行う場合、その他今後の法律改正等によりこれらの場合に類して調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、必要最小限かつ合理的な範囲で付与株式数、発行価額、行使期間その他の条件の調整もしくは権利行使の制限を行い、または、未行使の権利を失効させることができるものとします。
- (2) 権利を付与された者(以下「被付与者」とします。)が、当社の取締役、監査役、使用人、顧問、契約社員の地位を有さなくなった場合、当該権利を喪失します。ただし、当社取締役会決議において、権利の存続を認めた場合、当社取締役会の定める条件に従い権利を行使することができます。
- (3) 被付与者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができます。
- (4) 上記(2)、(3)も含め、権利の喪失事由、権利の行使の条件その他の細目については、平成17年2月24日開催の定時株主総会決議及び平成17年6月30日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と付与の対象者との間で締結する「新株引受権付与契約」に定めるところによります。

平成18年2月24日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年8月31日)
新株予約権の数(個)	7,870
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,870
新株予約権の行使時の払込金額(円)	225,000
新株予約権の行使期間	自平成20年3月1日 至平成25年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 225,000 資本組入額 112,500
新株予約権の行使の条件(注)	各新株予約権の一部行使はできないこととする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株予約権の数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 権利行使についての条件は下記のとおりであります。

- (1) 付与日以降、当社が、他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、または会社分割を行う場合、その他今後の法律改正等によりこれらの場合に類して調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、必要最小限かつ合理的な範囲で付与株式数、発行価格、行使期間その他の条件の調整もしくは権利行使の制限を行い、または、未行使の権利を失効させることができるものとします。
- (2) 権利を付与された者(以下「被付与者」とします。)が、当社の取締役、監査役、使用人、顧問、契約社員の地位を有さなくなった場合、当該権利を喪失します。ただし、当社取締役会決議において、権利の存続を認めた場合、当社取締役会の定める条件に従い権利を行使することができます。
- (3) 被付与者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができます。
- (4) 上記(2)、(3)も含め、権利の喪失事由、権利の行使の条件その他の細目については、平成18年2月24日開催の定時株主総会決議及び平成18年3月29日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と付与の対象者との間で締結する「新株引受権付与契約」に定めるところによります。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成19年2月27日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年8月31日)
新株予約権の数(個)	1,740
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,740
新株予約権の行使時の払込金額(円)	67,448
新株予約権の行使期間	自平成21年6月28日 至平成26年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 67,448 資本組入額 33,724
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1. 権利行使についての条件は下記のとおりであります。

- (1) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとします。
- (2) 新株予約権者のうち、当社の取締役、監査役はいずれも、権利行使時において当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は使用人の地位にあることを要します。ただし、任期満了により退任した場合、その他諸般の事情を考慮の上当社取締役会が特別に認めた場合はこの限りではなく、その細目は新株予約権割当契約に定めるものとします。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合には、相続人がこれを承継できるものとします。
- (4) 上記の他、各新株予約権者から当社への新株予約権返還事由、新株予約権の行使の制限その他に関して「新株予約権割当契約」に定めるものとします。

2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針は下記のとおりであります。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」とします。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」とします。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」とします。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、次の算式により調整します。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、新株予約権の割当日後、付与株式数の変更をすることが適切な場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整します(1株未満の端数は切捨て)。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記の払込価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の行使期間の満了

日までとします。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 新株予約権の行使により株式を発行する場合の1株当たりの発行価格は行使価額と同額とします。
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とします。
 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 上記の他、譲渡による新株予約権の取得の制限、新株予約権の取得条項その他に関して「新株予約権割当契約」に定めるものとします。

平成19年2月27日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年8月31日)
新株予約権の数(個)	1,580
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,580
新株予約権の行使時の払込金額(円)	67,448
新株予約権の行使期間	自平成21年3月1日 至平成26年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 67,448 資本組入額 33,724
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 権利行使についての条件は下記のとおりであります。

- (1) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとします。
- (2) 新株予約権者のうち、当社の使用人、及び当社子会社の取締役、監査役及び使用人は、権利行使時において当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は使用人の地位にあることを要します。ただし、任期満了により退任した場合、その他諸般の事情を考慮の上当社取締役会が特別に認めた場合はこの限りではなく、その細目は「新株予約権割当契約」に定めるものとします。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合には、相続人がこれを承継できるものとします。
- (4) 上記の他、各新株予約権者から当社への新株予約権返還事由、新株予約権の行使の制限その他に関して「新株予約権割当契約」に定めるものとします。

平成21年 2月26日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年 8月31日)
新株予約権の数(個)	616
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	616
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成21年 3月25日 至 平成51年 3月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

(注) 1. 権利行使についての条件は下記のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
 - (2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者が平成50年3月24日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成50年3月25日から平成51年3月24日の期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。
 - (3) 上記(1)にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)、当該承認日の翌日から30日間に限り本新株予約権を行使できるものとします。ただし、発行要綱に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとします。
2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針は下記のとおりであります。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」とします。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」とします。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」とします。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、次の算式により調整します。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、新株予約権の割当日後、付与株式数の変更をすることが適切な場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整します(1株未満の端数は切捨て)。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記の払込価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的

である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の行使期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合の1株当たりの発行価格は行使価額と同額とします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 上記の他、譲渡による新株予約権の取得の制限、新株予約権の取得条項その他に関して「新株予約権割当契約」に定めるものとします。

平成22年2月25日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年8月31日)
新株予約権の数(個)	868
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	868(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自平成22年3月20日 至平成52年3月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」とします。)は1株とします。ただし、下記2に定める株式の調整を行った場合は、各新株予約権1個当たりの付与株式数について同様の調整を行います。

2. 新株予約権の割当日(以下、「割当日」とします。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含むもの)とします。以下、株式分割の記載につき同じものとします。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用します。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」とします。)から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで)に限り、新株予約権を行使することができるものと

- します。
- (2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者が平成51年3月19日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成51年3月20日から平成52年3月19日の期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。
- (3) 上記(1)にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとします。ただし、4.に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとします。
4. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限るものとします。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限るものとします。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限るものとします。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」とします。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日とします。以下同じものとします。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」とします。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」とします。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、1.に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の行使期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の行使の条件
3.に準じて決定します。
- (9) 新株予約権の取得条項
当社は、以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

旧新株引受権付社債に関する事項は次のとおりであります。

第1回無担保社債（新株引受権付）（平成12年9月29日発行）

	第3四半期会計期間末現在 （平成22年8月31日）
新株引受権の残高（千円）	676
発行価格（円）	17,976
資本組入額（円）	8,988

（3）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（4）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（5）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 （株）	発行済株式 総数残高 （株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金 増減額 （千円）	資本準備金 残高 （千円）
平成22年6月1日～ 平成22年8月31日		534,423		4,031,837		2,471,549

（6）【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載できないことから、直前の基準日（平成22年5月31日）に基づく株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成22年5月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 8,584	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 525,839	525,839	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	534,423	-	-
総株主の議決権	-	525,839	-

（注）「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が14株（議決権14個）含まれております。

【自己株式等】

平成22年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム(株)	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号	8,584	-	8,584	1.61
計	-	8,584	-	8,584	1.61

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年12月	平成22年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高（円）	26,800	25,590	28,000	34,900	57,000	48,500	40,850	40,600	34,950
最低（円）	23,300	20,680	20,040	24,030	30,150	32,500	31,700	32,550	31,000

（注）最高・最低株価は、大阪証券取引所ヘラクレス市場におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年6月1日から平成21年8月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成20年12月1日から平成21年8月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年6月1日から平成22年8月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成21年12月1日から平成22年8月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年6月1日から平成21年8月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成20年12月1日から平成21年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成22年6月1日から平成22年8月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成21年12月1日から平成22年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となっております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年8月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2 6,320,575	2 5,678,796
受取手形及び売掛金	5,291,000	5,047,038
有価証券	101,347	100,963
その他	836,788	881,451
貸倒引当金	3,813	3,732
流動資産合計	12,545,899	11,704,516
固定資産		
有形固定資産	1 304,140	1 371,714
無形固定資産		
のれん	625,112	673,826
ソフトウェア	543,567	549,442
ソフトウェア仮勘定	26,354	50,086
その他	11,863	10,844
無形固定資産合計	1,206,898	1,284,200
投資その他の資産		
投資有価証券	1,663,780	1,369,207
その他	854,771	898,503
貸倒引当金	129,876	128,309
投資その他の資産合計	2,388,675	2,139,402
固定資産合計	3,899,714	3,795,316
資産合計	16,445,613	15,499,833

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年8月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年11月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2 4,082,989	2 4,168,747
短期借入金	89,000	-
1年内返済予定の長期借入金	105,338	62,220
未払金	379,868	446,330
未払法人税等	338,228	256,257
役員賞与引当金	21,178	19,587
賞与引当金	167,658	113,147
ポイント引当金	20,076	13,709
その他	296,415	192,794
流動負債合計	5,500,753	5,272,794
固定負債		
長期借入金	66,318	60,014
退職給付引当金	155,773	121,752
ポイント引当金	30,139	16,213
その他	110,020	105,042
固定負債合計	362,252	303,021
負債合計	5,863,005	5,575,816
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,031,837	4,031,837
資本剰余金	3,369,621	3,369,621
利益剰余金	2,814,243	2,193,472
自己株式	448,094	448,094
株主資本合計	9,767,608	9,146,836
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	47,413	47,948
為替換算調整勘定	10,575	10,244
評価・換算差額等合計	36,837	58,192
新株予約権	3 147,718	3 127,886
少数株主持分	630,442	707,486
純資産合計	10,582,607	9,924,016
負債純資産合計	16,445,613	15,499,833

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年12月1日 至平成21年8月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年12月1日 至平成22年8月31日)
売上高	35,676,080	40,014,407
売上原価	30,347,823	33,712,352
売上総利益	5,328,256	6,302,055
販売費及び一般管理費	4,946,824	5,104,671
営業利益	381,431	1,197,384
営業外収益		
受取利息	8,315	3,976
受取配当金	4,731	5,143
為替差益	8,080	467
持分法による投資利益	-	60,438
その他	4,679	10,573
営業外収益合計	25,807	80,599
営業外費用		
支払利息	4,569	2,711
支払手数料	25,000	-
持分法による投資損失	36,899	-
貸倒引当金繰入額	-	3,000
投資事業組合運用損	-	3,004
その他	24,666	381
営業外費用合計	91,135	9,097
経常利益	316,103	1,268,886
特別利益		
投資有価証券売却益	49	118,605
固定資産売却益	13	-
持分変動利益	76,409	-
その他	2,653	32,248
特別利益合計	79,125	150,853
特別損失		
固定資産売却損	13,643	-
子会社株式売却損	-	1,314
会員権評価損	-	1,897
固定資産除却損	46,717	-
投資有価証券評価損	256,366	89,827
投資有価証券売却損	252	-
減損損失	56,550	-
特別退職金	26,608	-
その他	11,320	9,671
特別損失合計	411,460	102,711
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	16,230	1,317,029
法人税、住民税及び事業税	154,199	498,000
法人税等調整額	36,089	12,189
法人税等合計	190,289	485,811
少数株主利益又は少数株主損失()	189,025	105,278
四半期純利益又は四半期純損失()	17,494	725,939

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年6月1日 至平成22年8月31日)
売上高	11,368,141	13,055,985
売上原価	9,623,484	11,021,780
売上総利益	1,744,657	2,034,204
販売費及び一般管理費	1,713,019	1,704,231
営業利益	31,637	329,973
営業外収益		
受取利息	1,238	1,512
受取配当金	4,690	5,071
為替差益	-	1,092
持分法による投資利益	7,898	26,959
その他	-	3,903
営業外収益合計	13,827	38,540
営業外費用		
支払利息	352	1,374
為替差損	266	-
投資事業組合運用損	-	1,994
その他	192	38
営業外費用合計	811	3,408
経常利益	44,654	365,105
特別利益		
投資有価証券売却益	-	20,605
持分変動利益	76,409	-
その他	2,818	8,852
特別利益合計	79,227	29,457
特別損失		
投資有価証券評価損	251,674	77,468
投資有価証券売却損	252	-
減損損失	15,332	-
その他	-	9,004
特別損失合計	267,259	86,472
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	143,377	308,090
法人税、住民税及び事業税	101,117	93,781
法人税等調整額	23,433	30,788
法人税等合計	77,684	124,569
少数株主利益又は少数株主損失()	28,444	17,704
四半期純利益又は四半期純損失()	37,248	165,816

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年12月1日 至平成21年8月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年12月1日 至平成22年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	16,230	1,317,029
減価償却費	206,643	238,008
のれん償却額	70,224	69,020
貸倒引当金の増減額(は減少)	3,640	4,976
退職給付引当金の増減額(は減少)	24,919	34,021
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	94,397	-
ポイント引当金の増減額(は減少)	5,793	20,292
役員賞与引当金の増減額(は減少)	13,847	1,590
投資有価証券売却及び評価損益(は益)	256,569	28,777
子会社株式売却損益(は益)	-	1,314
受取利息及び受取配当金	13,046	9,119
支払利息	4,569	2,711
持分法による投資損益(は益)	36,899	60,438
固定資産除売却損益(は益)	60,347	328
持分変動損益(は益)	76,409	20,123
売上債権の増減額(は増加)	1,303,047	632,113
たな卸資産の増減額(は増加)	12,743	41,495
仕入債務の増減額(は減少)	916,813	265,945
未払金の増減額(は減少)	31,026	53,008
未払消費税等の増減額(は減少)	15,634	108,716
その他	332,855	167,616
小計	1,129,260	1,386,495
利息及び配当金の受取額	13,481	11,975
利息の支払額	4,569	2,711
法人税等の支払額	512,735	407,586
営業活動によるキャッシュ・フロー	625,437	988,173
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	113,679	22,322
無形固定資産の取得による支出	238,892	121,746
投資有価証券の取得による支出	2,700	131,284
投資有価証券の売却及び償還による収入	200,000	269,160
関係会社株式の取得による支出	372,643	50,000
子会社株式の売却による収入	-	63,250
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	878,262	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	8,704	45,797
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	-	248,657
差入保証金の差入による支出	82,478	5,671
貸付金の回収による収入	-	29,162
保険積立金の払戻による収入	12,729	-
その他	51,623	6,477
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,415,598	165,835

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年12月1日 至平成21年8月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年12月1日 至平成22年8月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	37,440	39,000
長期借入金の返済による支出	129,996	66,741
株式の発行による収入	1,283,130	-
自己株式の取得による支出	33,498	-
自己株式の売却による収入	16,222	-
配当金の支払額	152,515	101,229
少数株主への配当金の支払額	38,800	50,400
その他	240	1,463
財務活動によるキャッシュ・フロー	906,861	180,834
現金及び現金同等物に係る換算差額	9,193	734
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	107,506	640,768
現金及び現金同等物の期首残高	5,337,297	5,671,819
現金及び現金同等物の四半期末残高	5,444,804	6,312,587

【継続企業の前提に関する事項】

当第3四半期連結会計期間(自平成22年6月1日至平成22年8月31日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間
(自平成21年12月1日至平成22年8月31日)

1. 連結の範囲に関する事項の変更

(1) 連結の範囲の変更

第1四半期連結会計期間において、㈱スパイスボックス及び㈱テトテは、保有株式を一部売却したため、連結の範囲から除外し、持分法適用会社としております。

また、当第2四半期連結会計期間より、㈱凸風は新規設立のため、㈱インターナショナルスポーツマーケティングは株式を取得したため、連結の範囲に加えております。

(2) 変更後の連結子会社の数

11社

2. 持分法の適用に関する事項の変更

(1) 持分法適用関連会社

持分法適用関連会社の変更

第1四半期連結会計期間より、㈱スパイスボックス及び㈱テトテを持分法の適用範囲に含めております。

第1四半期連結会計期間より、㈱グリッド・ソリューションズは、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除外しております。

第1四半期連結会計期間より、㈱あいけあは、保有株式を全て売却したため、持分法の適用範囲から除外しております。

第3四半期連結会計期間より、㈱アイズファクトリーは、保有株式を全て売却したため、持分法の適用範囲から除外しております。

変更後の持分法適用関連会社の数

6社

3. 会計処理基準に関する事項の変更

(1) 受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準の変更

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号平成19年12月27日)を第1四半期連結会計期間より適用し、第1四半期連結会計期間に着手した受注契約から、当第3四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の受注契約については工事完成基準を適用しております。

これによる売上高、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間
(自平成21年12月1日 至 平成22年8月31日)

(四半期連結損益計算書)

前第3四半期連結累計期間において区分掲記しておりました「持分変動利益」(当第3四半期連結累計期間は20,380千円)は、特別利益の総額の100分の20以下となったため、特別利益の「その他」に含めて表示することにいたしました。

前第3四半期連結累計期間において区分掲記しておりました「減損損失」(当第3四半期連結累計期間は338千円)は、特別損失の総額の100分の20以下となったため、特別損失の「その他」に含めて表示することにいたしました。また、前第3四半期連結累計期間において区分掲記しておりました「固定資産除却損」(当第3四半期連結累計期間は328千円)は、特別損失の総額の100分の20以下となったため、特別損失の「その他」に含めて表示することにいたしました。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間
(自平成21年12月1日 至 平成22年8月31日)

1. 固定資産の減価償却費の算定方法

定率法を採用している有形固定資産の減価償却については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

2. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法

法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間
(自平成21年12月1日 至 平成22年8月31日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年8月31日)	前連結会計年度末 (平成21年11月30日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 619,124千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 557,889千円
2 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 定期預金 9,000千円 担保付債務は次のとおりであります。 買掛金 61,378千円	2 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 定期預金 9,000千円 担保付債務は次のとおりであります。 買掛金 77,429千円
3 新株引受権(676千円)は、「新株予約権」に含めて表示しております。	3 同左
4 受取手形裏書譲渡高 98,117千円	4 受取手形裏書譲渡高 145,696千円

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年12月1日至平成21年8月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年12月1日至平成22年8月31日)
1 主な販売費及び一般管理費 従業員人件費 2,417,146千円	1 主な販売費及び一般管理費 従業員人件費 2,649,810千円

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年6月1日至平成21年8月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年6月1日至平成22年8月31日)
1 主な販売費及び一般管理費 従業員人件費 881,864千円	1 主な販売費及び一般管理費 従業員人件費 885,988千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年12月1日至平成21年8月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年12月1日至平成22年8月31日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年8月31日現在)	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年8月31日現在)
現金及び預金 5,451,781千円	現金及び預金 6,320,575千円
有価証券 100,841千円	有価証券 101,347千円
預入期間が3か月を超える定期預金 9,000千円	預入期間が3か月を超える定期預金 9,000千円
MMF等以外の有価証券 98,818千円	MMF等以外の有価証券 100,334千円
現金及び現金同等物 5,444,804千円	現金及び現金同等物 6,312,587千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年8月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年12月1日至平成22年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	534,423

2. 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	8,584

3. 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第3四半期連結 会計期間末残高 (千円)
			当第3四半期連結 会計期間末	
提出会社 (親会社)	第1回無担保社債 (新株引受権付)	普通株式	3,757	676
	平成16年4月 新株予約権	普通株式	3,120	-
	平成17年7月 新株予約権	普通株式	4,710	-
	平成18年4月 新株予約権	普通株式	7,870	-
	平成19年7月 新株予約権	普通株式	1,740	54,248
	平成19年7月 新株予約権	普通株式	1,580	47,641
	平成21年3月 新株予約権	普通株式	616	17,179
	平成22年3月 新株予約権	普通株式	868	24,685
合計	-	-	24,261	144,430

区分	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第3四半期連結会計期間末残高(千円)
			当第3四半期連結会計期間末	
連結子会社 (株)スパイア)	平成13年5月 新株引受権	普通株式	291,600	-
	平成13年11月 新株引受権	普通株式	2,300	-
	平成18年4月 新株予約権	普通株式	43,000	-
	平成21年5月 新株予約権	普通株式	431,634	-
	平成21年5月 新株予約権(注)1	普通株式	49,234	-
	平成22年5月 新株予約権(注)2	普通株式	221,500	1,125
	平成22年5月 新株予約権(注)3	普通株式	424,000	2,162
合計		-	1,463,268	3,288
連結子会社 (株)アイメ ディアドライブ)	平成20年7月 新株予約権	普通株式	200	-
合計		-	200	-

(注) 1 平成21年5月新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

2 平成22年5月新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

3 平成22年5月新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年2月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	105,167	200	平成21年11月30日	平成22年2月26日

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

5. 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年6月1日至平成21年8月31日)及び当第3四半期連結会計期間(自平成22年6月1日至平成22年8月31日)

当社グループの事業は、単一セグメントの事業であるため、事業の種類別セグメント情報を記載しておりません。

前第3四半期連結累計期間(自平成20年12月1日至平成21年8月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年12月1日至平成22年8月31日)

当社グループの事業は、単一セグメントの事業であるため、事業の種類別セグメント情報を記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年6月1日至平成21年8月31日)及び当第3四半期連結会計期間(自平成22年6月1日至平成22年8月31日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計額に含める割合が90%超であるため、所在地別セグメントの記載を省略しております。

前第3四半期連結累計期間(自平成20年12月1日至平成21年8月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年12月1日至平成22年8月31日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計額に含める割合が90%超であるため、所在地別セグメントの記載を省略しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年6月1日至平成21年8月31日)及び当第3四半期連結会計期間(自平成22年6月1日至平成22年8月31日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

前第3四半期連結累計期間(自平成20年12月1日至平成21年8月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年12月1日至平成22年8月31日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(リース取引関係)

リース取引開始日が適用初年度以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当第3四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は、前連結会計年度末に比べて著しい変動はありません。

(有価証券関係)

著しい変動はないため、注記は省略しております。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成22年6月1日至平成22年8月31日)

1. スtock・オプションに係る当第3四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 3,288千円

2. 当第3四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

連結子会社

会社名	株式会社スパイア 第6回新株予約権	株式会社スパイア 第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	同社取締役 7名 同社監査役 3名	同社従業員 122名 同社子会社取締役 3名 同社子会社従業員 20名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 221,500株	普通株式 425,500株
付与日	平成22年5月12日	平成22年5月12日
権利確定条件	同社と当該対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。	同左
権利行使期間	自平成24年5月13日 至平成27年5月12日	自平成24年5月13日 至平成27年5月12日
権利行使価格(円)	174	174
付与日における公正な評価単価(円)	61	61

3. 当第3四半期連結会計期間における付与したストック・オプションの条件変更

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年8月31日)		前連結会計年度末 (平成21年11月30日)	
1株当たり純資産額	18,645.34円	1株当たり純資産額	17,284.08円

2. 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額等

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年12月1日 至平成21年8月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成21年12月1日 至平成22年8月31日)	
1株当たり四半期純損失金額	34円13銭	1株当たり四半期純利益金額	1,380円54銭
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません		潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	1,371円67銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額()及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年12月1日 至平成21年8月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年12月1日 至平成22年8月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額		
四半期純利益又は四半期純損失() (千円)	17,494	725,939
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は 四半期純損失()(千円)	17,494	725,939
普通株式の期中平均株式数(株)	512,640	525,839
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	859
(うち連結子会社及び持分法適用関連会社の潜在株式による調整額)	-	(859)
普通株式増加数(株)	-	2,770
(うち新株予約権及び新株引受権)	-	(2,770)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	著しい変動はないため、概要の記載を省略しております。	著しい変動はないため、概要の記載を省略しております。

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年6月1日 至平成22年8月31日)
1株当たり四半期純損失金額 70円84銭	1株当たり四半期純利益金額 315円34銭
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 312円82銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額()及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年6月1日 至平成22年8月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額		
四半期純利益又は四半期純損失() (千円)	37,248	165,816
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は 四半期純損失()(千円)	37,248	165,816
普通株式の期中平均株式数(株)	525,839	525,839
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	277
(うち連結子会社及び持分法適用関連会社の潜在株式による調整額)	-	(277)
普通株式増加数(株)	-	3,341
(うち新株予約権及び新株引受権)	-	(3,341)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	著しい変動はないため、概要の記載を省略しております。	著しい変動はないため、概要の記載を省略しております。

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間
(自平成22年6月1日至平成22年8月31日)

提出会社は、第1回無担保社債に伴う新株引受権が平成22年9月17日に権利行使されたことを受け、自己株式を以下のとおり処分しております。

処分した株式	普通株式 3,754株
処分した株式総額	253,313千円
自己株式処分差損	185,155千円

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年10月15日

デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 穴戸 通孝 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川村 敦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社の平成20年12月1日から平成21年11月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年6月1日から平成21年8月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年12月1日から平成21年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社及び連結子会社の平成21年8月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年10月15日

デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宍戸 通孝 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浜村 和則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社の平成21年12月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年6月1日から平成22年8月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年12月1日から平成22年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社及び連結子会社の平成22年8月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注） 1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。